

ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約(その1)

浜砂, 敬郎
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/21841>

出版情報 : 経済學研究. 78 (5/6), pp.123-139, 2012-03-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

(資料)

ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約（その1）

浜 砂 敬 郎

まえがき

ヨーロッパにおける人口センサスの方法転換過程は、2010年ラウンド世界人口センサスにおいて、多くの困難と妥協をはらみながらも、着実に進展している。とくにドイツの2011年人口センサスは、1990年代より、統計登録簿型センサスへの移行に向けて、長躯の里程を辿ってきたが、一つの到達点を迎えている。それは、一般的に言われてきた統計登録簿型センサスが成立する社会的組織的な条件（とくに人口移動・変動が少なく、かつ小規模人口の国、および統一的な個人識別番号制度の存在）を欠いているだけに、大規模かつ複雑な行程を抱えている。しかも、短くない歴史をそなえ、完成の域に入りつつある北欧諸国の統計登録簿型センサスと違って、方法転換過程が眼前に進行するドイツのセンサスは、「歴史の実験」とも形容できることから、センサス革命の方向性に関心を向ける者にとって、好個の統計事象として捉えることができる。そして、センサス過程の新しさと大きさを反映して、センサス法も、センサス準備法（Gesetz zur Vorbereitung eines registergestuetzen Zensus 2011：2007年11月成立）とセンサス指定法（Gesetz zur Anordnung des Zensus 2011：2009年5月成立）の2段階構えをとっている。センサス過程を規制し、体系づける法規を、ここに訳出する所以である。

ところで、市場統合から通貨統合へと深化し、さらには財政統合を展望する欧州連合は、構成国の統計実践にとっても、規定的な要因として作用している。2008年7月9日に成立した欧州連合のセンサス規約（Verordnung (EG) Nr.763/2008 ueber Volks- und Wohnungszaehlungen）は、2010年ラウンド人口センサスを契機として、立法が進められてきたにもかかわらず、構成国におけるセンサス基本法の性格をそなえている。それは、第1に、これまで、「指針（Guideline, Leitlinie）」として「紳士協定」に止まっていた欧州共同体のセンサス法規にたいして、構成国に全面的な拘束力を行使する規約（Regulation, Verordnung）となっているからである。第2に、本センサス規約は、構成国におけるセンサス法規の目的規定、概念規定や精度規定に条文化されている。さらに、本規約では、2011年を最初のセンサス年として、以降、人口センサスが10年周期で実施されなければならないことが定められたからである。したがって、本規約は、ドイツセンサス法にとって「外部的な制約条件」としてではなく、その成立を促す「内部的な基本フレーム」として位置づけられなければならない。本資

料でも、新しいドイツセンサス法の内容と性格を把握するための前段として、訳出する。

(一) 人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約 ((Verordnung (EG) Nr.763/2008 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 9.Juli 2008 ueber Volks- und Wohnungszaehlungen)

訳者 前注

「はしがき」に述べたように、欧州連合のセンサス規約が画期的に重要な特徴を帯びているために、同規約の立法過程では、「多くの困難や妥協」のために、条文の字句表現や形式的な構成に止まらない改訂や変更が行われた。したがって、欧州における人口センサスの動向を概観するためには、同規約の審議過程は見逃すことができないセンサス過程であって、その全貌を明らかにするためには、一個の独立した考察が必要である。ここでは、その糸口として、欧州連合内部の最初の原案である統計計画委員会案（2005年11月29・30日の第57回統計計画委員会会議と第46回欧州経済地域会議の大会日程第12項：訳文中の〔原案 〕）、欧州連合が決定し、構成各国に提案した規約案（2007年2月23日に欧州連合委員会規約案：訳文中の〔提示 〕）、および成立した規約（2008年7月9日成立：訳文中では〔成立規約〕）を対照している。対照にあたっては、三者それぞれの全条文を見ることができるよう、条文ごとに項や記号の規定をまとめて訳出し、対応関係が明確な条文については、〔成立規約〕を基準として、〔原案 〕と〔提示 〕における条文の異なる箇所を下線によって示している。しかし、条文構成の改編や新しい条文の追加によって、対応関係が直接的にとれない条文があることから、〔成立規約〕、〔原案 〕および〔提示 〕の根拠規定の内容要約と条文の名称および規定内容の要約を一つの表にまとめている（付表1）。

付表1 人口・住宅にかんするセンサス規約の原案、構成国への提示条文案と成立規約条文の対照表

[原案]	[提示]	[成立規約]
前文	前文	前文
根拠(1) センサスの意義と課題	根拠(1) センサスの意義と課題	根拠(1) センサス規約の意義と課題
根拠(2) データの比較可能性とセンサスの同時性	根拠(2) センサスの目的	根拠(2) センサスの目的
根拠(3) センサスの目的	根拠(3) データの比較可能性とセンサス年の特定化	根拠(3) 最良の方法手続きの開発と構成国におけるデータソースとセンサス方法の改善
根拠(4) 国際機関（国連・欧州理事会）のセンサス勧告	根拠(4) 統計原則とその遵守	根拠(4) データの比較可能性と同一のセンサス年
根拠(5) 統計要綱にかんする次善の補助原則	根拠(5) 統計機関（連合・構成国）の原則とその遵守	根拠(5) 統計原則とその遵守
根拠(6) 統計原則とその遵守	根拠(6) 統計要綱にかんする次善の補助原則	根拠(6) 欧州連合統計局への秘密データの譲渡と秘密保護
根拠(7) 統計機関（連合・構成国）の原則とその遵守	根拠(7) 本規約執行処置の執行権限を行使する様式	根拠(7) 統計機関（EU 連合・構成国）の原則とその遵守
根拠(8) 本規約執行処置の執行権限を行使する様式	根拠(8) 定義、センサス年の確定とデータ計画の採択の前提条件を設定する欧州委員会の権限	根拠(8) 統計要綱にかんする次善の補助原則
根拠(9) 統計計画委員会にたいする意見聴取		根拠(9) 本規約執行処置の執行権限を行使する様式
		根拠(10) センサス年の確定とデータ計画の採択の前提条件を設定する欧州委員会の権限
		根拠(11) 統計計画委員会にたいする意見聴取

[原案]	[提示]	成立規約
<p>第1条 本規約の課題</p> <p>第2条 定義と勧告</p> <p>第1項 適用される定義</p> <p>a) 人口 b) 通常の滞在地 c) 調査期日 d) 全国的 e) 地方的 f) 国勢・住宅調査の基本的な特徴</p> <p>第2項 欧州連合統計局と国連欧州経済委員会の精度・方法にかんする勧告と要請</p> <p>第3項 第1項の定義の調整</p> <p>第3条 データ源とデータ精度</p> <p>第1項 利用されるデータソース</p> <p>a) 伝統的なセンサス、</p> <p>b) 行政登録簿の支援によるセンサス、</p> <p>c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、</p> <p>d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ</p> <p>e) 輪番型標本調査による適切な調査（輪番標本型センサス）</p> <p>f) その他の適切なデータソース</p> <p>第2項 国勢・住宅調査の基本的な特徴を考慮する規定</p> <p>第3項 第2条の定義・勧告にそう措置実施規定</p> <p>第4項 データソースとその精度への影響にかんする報告</p> <p>第5項 送付データの審査・訂正、方法とデータソースの変更にかんする報告</p> <p>第6項 欧州委員会による精度基準の確定</p> <p>第4条 データの譲渡</p> <p>第1項 センサス年、センサス周期とセンサス期日の規定</p> <p>第2項 譲渡されるデータの計画のEU統計局による決定</p> <p>第3項 データ計画が匿名化マイクロデータを含むこと</p> <p>第4項 データ譲渡の技術的様式の規定</p> <p>第5項 改定・修正データの送付（期限）</p> <p>第3条第5項</p> <p>第3条第4項</p> <p>第2条第2項</p>	<p>第1条 本規約の課題</p> <p>第2条 定義</p> <p>第1項 適用される定義</p> <p>a) 人口 b) 住宅 c) 通常の滞在地 d) 調査期日 e) 全国的 f) 地方的 g) 国勢・住宅調査の基本的な特徴 h) 匿名化されたマイクロデータ</p> <p>第2項 第1項の定義の調整</p> <p>第3条 提供されるデータ（センサス標識と地域区分の規定）</p> <p>第4条 データソースとデータ精度</p> <p>第1項 利用されるデータソース</p> <p>a) 伝統的なセンサス、</p> <p>b) 行政登録簿の支援によるセンサス、</p> <p>c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、</p> <p>d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ、</p> <p>e) 伝統的なセンサスと伝統的なセンサスの組み合わせ</p> <p>f) 輪番型標本調査による適切な調査（輪番標本型センサス）</p> <p>第2項 国勢・住宅調査の基本的な特徴を考慮する規定</p> <p>第3項 第2条の定義・勧告にそう措置実施規定</p> <p>第4項 データソースとその精度への影響にかんする報告</p> <p>第5項 送付データの審査・訂正、方法とデータソースの変更にかんする報告</p> <p>第6項 欧州委員会による精度基準の確定</p> <p>第5条 データの譲渡</p> <p>第1項 センサス年とセンサス周期（10年）の規定</p> <p>第2項 センサス期日、最初のセンサス年の規定</p> <p>第3項 EU統計局への譲渡データの送付期限</p> <p>第4項 譲渡されるデータの計画のEU統計局による決定</p> <p>第5項 データ計画が匿名化マイクロデータを含むこと</p> <p>第6項 データ譲渡の技術的様式の規定</p> <p>第7項 改定・修正データの送付（期限）</p> <p>第4条第4項</p> <p>第4条第6項</p> <p>第4条第3項</p>	<p>第1条 本規約の課題</p> <p>第2条 概念規定</p> <p>a) 人口 b) 住宅状況 c) 建物 d) 通常の滞在地 + 常住者者 規定(i)ii) e) 調査期日 f) 全国的 g) 地方的 h) 地域的 i) 国勢・住宅調査の基本的な特徴</p> <p>第3条 提供されるデータ（センサス標識と地域区分の規定）</p> <p>第4条 データソース</p> <p>第1項 利用されるデータソース</p> <p>a) 伝統的なセンサス、</p> <p>b) 行政登録簿の支援によるセンサス、</p> <p>c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、</p> <p>d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ、</p> <p>e) 行政登録簿の支援によるセンサスと伝統的なセンサスの組み合わせ、</p> <p>f) 行政登録簿の支援によるセンサス、標本調査と伝統的なセンサスの組み合わせ、</p> <p>g) 輪番型標本調査をとまう適切な調査（輪番型センサス）</p> <p>第2項 データ保護を実現する措置の実施規定</p> <p>第3項 送付データの審査・訂正、方法とデータソースの変更にかんする報告</p> <p>第4項 国勢・住宅調査の基本的な特徴を確保する規定</p> <p>第5条 データの譲渡</p> <p>第1項 センサス年、センサス周期とセンサス期日の規定</p> <p>第2項 EU統計局への譲渡データの内容と譲渡期限</p> <p>第3項 譲渡されるデータの計画のEU統計局による決定</p> <p>第4項 調査事項とその詳細についての技術的な様式の確定</p> <p>第5項 データ譲渡の技術的様式の規定</p> <p>第6項 改定・修正データの送付（期限）規定</p> <p>第6条 精度評価</p> <p>第1項 適用される精度評価基準の規定</p> <p>第2項 精度報告の提出</p> <p>第3項 精度評価基準と精度報告の様式と構成</p> <p>第4項 EU統計局の方法勧告</p>

[原案]	[提示]	成立規約
<p>第5条 実施措置 (第6条第2項による経済的技術的な発展に適合する措置) a) 定義の調整(第2条) b) NUTS 3次元データと地域行政単位にかんするデータの要請(第2条第1項) c) 報告内容の確定(第3条第4項) d) 精度基準の確定(第3条第6項) e) データ計画、センサス期日・年の確定(第4条第2項) f) 適切な技術様式の確定(第4条第4項)</p> <p>第6条 手続き規定 第1項 EU統計局への統計計画委員会の支援 第2項 第1項を規定する共同体決議1と適用期間 第3項 統計計画委員会の業務規定第条</p> <p>第7条 発効</p>	<p>第6条 実施措置 第1項 第7条第2項による本規約の実施措置) a) 適切な技術様式の確定(第5条第6項) 第2項 第7条第3項による本規約の実施措置 a) 定義の調整(第2条第2項) b) 精度報告の内容確定(第6条第4項) c) 精度基準の確定(第4条第6項) d) センサス年の確定(第5条第2項) e) データ計画の採択(第5条第4項) 第3項 措置の有効性と費用の較量の原則</p> <p>第7条 委員会 第1項 EU統計局への統計計画委員会の支援 第2項 第1項を規定する共同体決議1と適用期間 第3項 第1項を規定する欧州理事会決議 第4項 統計計画委員会の業務規定</p> <p>第8条 発効</p>	<p>第7条 実施措置 第1項 本規約の実施措置(第8条第2項の法規手続き) a) 調査事項とその詳細、技術的規定(第5項第2項) b) 適切な技術様式の確定(第5条第5項) c) 精度報告の様式と構成(第6条第3項) 第2項 本規約の補足による変更措置 a) センサス年の確定(第5条第1項) b) データ計画の採択(第5条第3項) 第3項 措置の有効性と費用の較量の原則</p> <p>第8条 委員会 第1項 EU統計局への統計計画委員会の支援 第2項 第1項を規定する共同体決議1と適用期間 第3項 第1項を規定する共同体決議2</p> <p>第9条 発効</p>

注記：各条の名称は原条文のまま、根拠規定と各条の項と記号は、内容を訳者が要約して記載。

条文訳 人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約(EG) Nr.763/2008

(本文は欧州経済地域(EWR)にとって重要)

[1] 前文 + 根拠規定

[成立規約] 前文

欧州連合の欧州議会と欧州理事会は、欧州共同体設立条約、とくに第285条第1項にもとづき、規約251条の手続きにしたがい、欧州委員会の提案によって、つぎのような根拠を考慮して、以下の規約を公示する¹⁾ [原案] も [提示] も同じ...訳者注)。

根拠

[成立規約]

- (1) 欧州委員会(欧州統計局[Eurostat])は、とくに欧州連合条約第2条と第3条にしたがって、共同体が、それに義務付けられた課題を実現することができるように、人口と住宅状況にかんす

(注1) 2008年2月28日付の欧州議会見解(公報には未発表)および2008年6月23日付の欧州理事会決議。

る十分に信頼することができ、詳細かつ比較することができるデータを利用しなければならない。方法論、統計データとメタデータにかんする定義と計画の十分な比較可能性が、共同体次元において保障されなければならない。

[原案] 根拠(1)：欧州委員会は、とくに欧州連合条約第2条と第3条にしたがって、委員会に義務付けられた課題を実現するために、人口、雇用と世帯にかんする十分に信頼することができ、詳細かつ比較することができるデータを利用しなければならない。方法論、統計データとメタデータの定義と計画にかんする十分な比較可能性が、共同体次元において保障されなければならない。

[提示] 根拠(1)：欧州委員会は、とくに欧州連合条約第2条と第3条にしたがって、委員会に義務付けられた課題を実現するために、人口と世帯にかんする十分に信頼することができ、詳細かつ比較することができるデータを利用しなければならない。方法論、統計データとメタデータの定義と計画にかんする十分な比較可能性が、共同体次元において保障されなければならない。

[成立規約]

(2) 人口および重要な個人の家族的、社会的、経済的な標識、ならびに住宅の標識にかんして定期的に調査される統計データは、共同体の特定部門にかかわる地域・社会・環境政策的な措置を計画し、確定するために必要である。とくに、社会的連帯を促進し、地域次元における社会的な統合、あるいは環境保護を保持し、エネルギー効率を高めるようないろいろな共同体の活動を支援するために、住宅状況にかんする正確なデータの獲得にたいする需要が存在する。

[原案] 根拠(3)：人口と重要な個人の社会的、経済的、家族的な標識にかんして定期的に調査される統計データは、共同体の特定部門にかかわる地域・社会政策的な措置を計画し、確定するために欠くことはできない（[成立規約]にある第2文はない...訳者注。）

[提示] 根拠(2)：人口および、重要な個人の家族的、社会的、経済的な標識ならびに住宅の標識にかんして定期的に調査される統計データは、共同体の特定部門にかかわる地域・社会政策的な措置を計画し、確定するために必要である（[成立規約]にある第2文はない...訳者注。）。

[成立規約]

(3) 方法的技術的な発展を考慮して、理想的な方法手続きが探索され、構成国におけるセンサスのためのデータソースと方法手続きの改善が促進されなければならない。

（[原案]と[提示]には、本項にたいする根拠規定はない...訳者注）

[成立規約]

(4) 構成国が提供するデータの比較可能性が確保され、共同体次元における信頼できる概観が与えられるために、利用されるデータは、同一のセンサス年にかかわらなければならない。

[原案] 根拠(2)：構成国を比較するために、データをできるだけ有効に利用することができるように、データがかかわる期日をできるだけ相互に近く設定されなければならない。

[提示] 根拠(3) : 構成国を比較するために、データをできるだけ有効に利用することができるように、データは、定められた特定の年にかかわらなければならない。

[成立規約]

(5) 本規約を規定するための基準要綱である共同体統計にかんする1997年2月17日付けの理事会規約 Nr.322/97 (EG)²⁾にしたがって、統計の獲得においては、非党派性、すなわち、とくに客観性と科学的な中立性、ならびに透明性、信頼性、重要性、経費の効率性および統計の秘密保護にかんする原則 (Grundsätze) が守らなければならない。

[原案] 根拠(6) : 本規約の規定のための基準要綱は、共同体統計にかんする1997年2月17日付けの理事会規約 Nr.322/97 (EG) である。それは、とくに非党派性、信頼性、客観性、科学的な中立性、経費の実効性および統計の秘密保護にかんする基準 (standards) を守ることを要求する。

[提示] 根拠(4) : 本規約の規定のための基準要綱は、共同体統計にかんする1997年2月17日付けの理事会規約 Nr.322/97 (EG) にしたがって、それは、とくに非党派性、信頼性、客観性、科学的な中立性、経費の実効性および統計の秘密保護にかんする基準 (standards) が守られなければならない。

[成立規約]

(6) 欧州共同体規約 (EG) Nr.322/97と、秘密保護の義務が課せられる情報の欧州共同体統計局にたいする譲渡にかんする1990年6月11日付けの理事会規約 (Euratom EWG) Nr.1588/90³⁾において、統計の秘密保持が義務付けられている情報の譲渡が定められている。本規約にしたがってとられる措置が、共同体統計の作成と普及において、機密データを物質的論理的に保護し、不法な開示、または統計目的以外の利用がなされる危険を防止する。

([原案] と [提示] には、本項に対応する根拠規定はない... 訳者注)

[成立規約]

(7) 本規約にしたがう共同体統計の作成と普及においては、構成国および共同体の統計機関は、理事会決議 (EWG, Euratom) 89/382⁴⁾によって設置された統計計画委員会が2005年2月24日に採択し、構成国と共同体における統計機関の独立性、統合性と説明責任にかんする欧州委員会の勧告に付された欧州統計の活動法典の原則にしたがわなければならない。

[原案] 根拠(7) : 本規約にしたがって提供されるデータとメタデータは、構成国および共同体の統計機関の独立性、統合性と説明責任にかんする2005年5月25日付けの欧州委員会の勧告にしたがっ

2) ABI. L52 (1997年2月22日付) 1頁、欧州議会・欧州理事会規約 (EG) Nr.1882/2003による変更 [AB . L284 (2003年10月31日付) 1頁]。

3) ABI. L151 (1990年6月15日付) 1頁、欧州共同体規約 (EG) Nr.1882/2003による最終的な変更。

4) ABI. L181 (1989年6月28日付) 47頁。

て、欧州統計の活動法典にそって作成されなければならない。

[提示] 根拠(5)：本規約にしたがう共同体統計の作成と普及においては、構成国および共同体の統計機関は、構成国および共同体の統計機関の独立性、統合性と説明責任制にかんする欧州委員会の勧告に付されている、2005年2月24日に統計計画委員会によって採択された欧州統計の活動法典にしたがわなければならない。

[成立規約]

(8) 本規約の目的、共同体のすなわち、比較することができて、包括的な人口・住宅統計を調査し作成することが、構成国の次元において共通の統計標識と精度要件が存在しないため、ならびに方法論の透明性が十分でないために、十分に実現できず、したがって、共同体次元で、次善にしか共通の統計要綱を実現することができないときには、共同体は、欧州連合条約第5条に規定された補完性の原則によって業務を実施することができる。同条が指示する事情考量の原則にしたがって、本規約は、本目的の達成に必要な限度を超えるものではない。

[原案] 根拠(5)：提案されている措置の目的、すなわち共同体の人口・住宅統計を調査し、作成するための共通の法規の立案が構成国の次元において十分に実現できないために、したがって措置の範囲を、共同体次元で、次善にしか実現することができないために、共同体は、第5条に規定された補完性の原則によって業務を実施することができる。本規約は、同条が指示する事情考量の原則にしたがって、本目的の達成に必要な限度を超えるものではない。

[提示] 根拠(6)：提案されている措置の目的、すなわち、共同体の比較することができて、包括的な人口・住宅統計を調査し作成することが、構成国の次元において共通の統計標識と精度要件が存在しないため、ならびに方法論の透明性が十分でないために、十分に実現できず、したがって、共同体次元で、次善にしか共通の統計要綱を実現することができないときには、共同体は、欧州連合条約第5条に規定された補完性の原則によって業務を実施することができる。同条が指示する事情考量の原則にしたがって、国勢・住宅センサスにかんする本規約は、本目的の達成に必要な限度を超えるものではない。

[成立規約]

(9) 本規約を執行するために必要な措置は、欧州委員会に委任された執行権限の行使にかんする様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (EG) 1999/468⁵⁾にしたがって指示されなければならない。

[原案] 根拠(8)：本規約を執行するために必要な措置は、欧州委員会に委任された執行権限の行使にかんする様式を確定するための1999年6月28日付の欧州理事会決議 (EG) 1999/468にしたがって決定されなければならない。

5) ABI. L184 (1999年7月17日付) 23頁、欧州共同体決議 (EG) Nr.2006/512による変更 [AB . L200 (2006年7月22日付) 11頁]。

[提示] 根拠(7): [原案] 根拠(8)に同じ (訳者注)。

[成立規約]

(10) とくに欧州委員会は、来るセンサス年の確定、および統計データとメタデータの計画の採択にたいする前提条件を設定する権限を得なければならない。ここでは、本規約の新しい重要でない規定による補足によって、重要でない規定の変更をも発生させる一般的な影響をもつ措置が課題であるから、その措置は、欧州共同体決議 (EG) 1999/468の第5 a 条による審査をそなえる法規手続きにしたがって、発令されるべきである。

([原案] には、本項に対応する根拠規定はない...訳者注)

[提示] 根拠(8): とくに欧州委員会は、定義の適合、将来のセンサス年の確定、および統計データとメタデータの計画の採択にたいする前提条件を設定する権限を得るべきである。ここでは、本規約の新しい重要でない規定による補足によって、重要でない規定の変更をも発生させる一般的な影響をもつ措置が課題であるから、その措置は、欧州共同体決議 (EG) 1999/468の第5 a 条による審査をそなえる法規手続きにしたがって、発令されるべきである。

[成立規約]

(11) 統計計画委員会は、欧州経済共同体と欧州原子力共同体決議 (EWG Euratom) 89/382第3条にしたがって、意見を聴取された。

[原案] 根拠(9): 欧州共同体統計計画委員会の設置にかんする1989年6月19日の欧州理事会と欧州原子力共同体決議 (EG) 1999 / 468によって設置された統計計画委員会は同決議第3条にしたがって、意見を聴取された。

([提示] には、本項に対応する根拠規定なし...訳者注)

注記: なお [原案] には、つぎの根拠(4)の規定がある。

根拠(4): いろいろな国際機関、とくに国際連合と欧州理事会は、各10年間の初めに人口と住宅状況にかんする包括的な調査を実施することを勧告している。

[2] 条文規定

[成立規約] 第1条 本規約の課題

本規約の課題は、10年周期で人口と住宅状況にかんする包括的なデータを提供するために共通の法規を立法することである。

[原案] 成立規約条文に同じ。

[提示] 本規約の課題は、10年周期で、包括的な人口・住宅データを提供するために共通の法規を立法することである。

[成立規約] 第2条 概念規定

本規約の目的のために、つぎのような概念規定が適用される。

- a) 「人口」とは、センサス期日における通常の滞在地での全国、地方および地域人口である。
- b) 「住宅状況」とは、宿舎と建物、ならびに宿泊の様式と種類、センサス期日に全国的、地方的、地域的な次元における人口と宿舎の関係を意味する。
- c) 「建物」とは、休暇用住宅、または第2住宅として利用されている、または空き家である居住目的の宿舎、または慣習的な住宅をふくむ。
- d) 「通常の滞在地」とは、その者が通常、毎日休息する箇所であって、休養、休暇、友人や親類の訪問目的のための、さらには営業目的、医療行為、ないしは宗教的な巡礼目的のための一次的な不在は無視される。
下記に挙示される個人だけが、当該の地理的な地域における常住者と見なされる。
 - (i) センサス期日以前にその通常の滞在地で、少なくとも12ヶ月間中断することなく生活している者。
 - (ii) センサス期日以前の12ヶ月の期間に、その通常の滞在地に、少なくとも1年間滞在する予定で、到着した者。
 - (i) と (ii) に記述した状態が確認できないときには、「通常の滞在地」とは、法律上の、または登録している居住地を意味する。
- e) 「調査期日」とは、第5条第1項にしたがって、構成国のデータが関係する時点である。
- f) 「全国的」とは、構成国の統治領域における意味である。
- g) 「地方的」とは、それが調査期日に妥当する理解において、2003年5月26日付けの欧州議会及び理事会規約（EG）Nr.1059/2003⁶⁾が策定した統計のための地域単位（NUTS）にかんする分類の意味におけるNUTS1、NUTS2およびNUTS3の次元における意味である。
- h) 「地域的」とは、地域的な行政単位の次元2（LAU2）における意味である。
- i) 「国勢・住宅調査の基本的な特徴」とは、個別のかつ同時的な全数調査、一定の領域における一般性、小地域データの利用可能性、および一定の周期性である。

[原案] 第2条 定義と勧告

- 1. 本規約の規定では、つぎのような定義が適用される。
 - a) 「人口」とは、調査期日における通常の滞在地での全国および地域人口である。
(成立条文にある住宅状況と建物の規定はない...筆者注)。
 - b) 「通常の滞在地」とは、その者が通常、毎日休息する箇所であって、休養、休暇、友人や親類の訪問目的のための、さらには営業目的、医療行為、ないしは宗教的な巡礼目的のための一次的な不在は無視される（成立規約の条文d）の第1文に同じ、しかし第2文はない...訳者注)。

6) AB . L154 (2003年6月21日付) 1頁、欧州議会・欧州理事会規約（EG）Nr.176/2008による変更 [AB . L61 (2008年3月5日付) 1頁]。

- c) 「調査期日」とは第4条第1項にしたがって、構成国のデータが関係する時点である（成立規約の第2条e）に同じ）。
- d) 「全国的」とは、市場価格表示での社会総生産物の把握を調整するための欧州経済共同体と欧州原子力共同体指針（EWG, Euratom）89/130第1条の実施に関連して、構成国の経済領域を確定にするための1991年7月26日付の欧州経済共同体原子力共同体委員会の決定（EWG、Euratom）91/459の意味における構成国の経済領域に相当する（成立条文のf）に対応...筆者注）。
- e) 「地方的」とは、統計のための地域単位（NUTS）にかんする共通分類の創設にかんする2003年5月26日付けの欧州議会及び理事会の規約（EG）Nr.1059/2003の意味における NUTS1 および NUTS2 の次元に対応する。NUTS3 の次元のデータと地域的な行政単位にかんするデータは、第6条第2項の方法手続きにしたがった特殊な照会によって要求することができる。（成立規約にある「地域的」の規定はない...訳者注）
- f) 「国勢・住宅調査の基本的な特徴」とは、一定の領域における個別性と一般性、同時性および一定の周期性である（成立規約にある「小地域データの利用可能性」はない...訳者注）。
2. 欧州委員会（欧州連合統計局）は、構成国の関係機関および国際機関と協力することによって、作成されるデータとメタデータの精度を確保するために方法勧告と要請、とくに国勢・住宅調査にかんする国連欧州経済委員会・欧州連合統計局の勧告を行う用意がある（成立規約第6条第4項）。
3. 必要によっては、第1項の定義は、第6条第2項の方法手続きによって調整することができる。

[提示] 第2条 定義

1. [原案] 第1項に同じ。
- a) 「人口」とは、第5条第2項に指示されたセンサス期日における通常の滞在地での全国および地方人口である（原案に同じ）。
- b) 「住宅」とは、住宅単位と建物、ならびにセンサス期日に全国的・地域的な次元における宿舎にたいする人口の関係を含む。「建物」は、事実上、または考えられる住宅単位を含む建物である。
- c) 「通常の滞在地」とは、その者が通常、毎日休息する箇所であって、休養、休暇、友人や親類の訪問目的のための、さらには営業目的、医療行為、ないしは宗教的な巡礼目的のための一次的な不在は無視され、また、本文の規定が適用されないときには、その法律上、または記入された居住地である。
- d) 「調査期日」とは第4条第1項にしたがって、構成国のデータが関係する時点である（原案に同じ）。
- e) 「全国的」とは、構成国の統治領域における意味である（原案はd））。
- f) 「地方的」とは、調査期日に妥当する理解にしたがって、2003年5月26日付けの欧州議会及び理事会の規約（EG）Nr.1059/2003によって策定された統計のための地域単位（NUTS）にかんする分類の意味における NUTS1、NUTS2 および NUTS3 の次元における意味である（原案はe））。
- g) 「国勢・住宅調査の基本的な特徴」とは、個別性、一定の領域における一般性、同時性、小地

域データの利用可能性、および一定の周期性である。

h) 「匿名化されたマイクロデータ」とは、それが関連する統計単位が識別される危険が、その時点での最良の方法によって最小化されるように変更された統計的な個別データセットである（[原案 と成立規約には規定なし...訳者注]）。

2. 必要によっては、欧州委員会は、第1項の定義を、第7条第3項の方法手続きによって調整することができる。

[成立規約] 第3条 提供されるデータ

構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、付録に記載されている個人、家族、および世帯の人口学的、社会的、および経済的標識、ならびに住宅状況にかんするデータを、全国的次元、地方的次元と地域的次元において包摂する人口データを送付する。

[原案]：規定なし。

[提示]：構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、付録に記載されている個人、家族、世帯、住宅単位および建物の人口学的、社会的、および経済的標識、ならびに住宅標識を、全国的次元、地方的次元と地域的な次元において包摂する人口・住宅データを送付する。

[成立規約] 第4条 データソース

(1) 構成国は、その統計について、いろいろなデータソース、とくに、つぎのようなデータソースを利用することができる。

- a) 伝統的なセンサス、
- b) 行政登録簿の支援によるセンサス、
- c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、
- d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ、
- e) 行政登録簿の支援によるセンサスと伝統的なセンサスの組み合わせ、
- f) 行政登録簿の支援によるセンサス、標本調査と伝統的なセンサスの組み合わせ、および
- g) 輪番型標本調査をともなう適切な調査（輪番型センサス）。

(2) 構成国は、データ保護の要請を実現するために、必要なすべての措置をとる。構成国のデータ保護規定は、本規約と関連性をもたない。

(3) 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約にしたがって提供される統計の修正と改訂、ならびに、選択されたデータソースと方法の変更のすべてについて、遅くとも修正されたデータの公表前の1ヶ月までに通知する。

(4) 構成国は本規約の要請を実現するために、もちいたデータソースと方法が、できるだけ、第2条記号i) に定義されている国勢・住宅調査の基本的な特徴にしたがうことを保障する。

[原案]：第3条 データ源とデータ精度

1. 要請を受けた情報を得るために、構成国は、その統計について、つぎのようなデータソースを利

用する。

- a) 伝統的なセンサス、
 - b) 行政登録簿の支援によるセンサス、
 - c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、
 - d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ、
 - e) 輪番型標本調査による適切な調査（輪番標本型センサス）、および
 - f) その他の適切なデータソース（成立規約のe）に相当する規定はない...訳者注）。
2. 構成国は、本規約の要請を実現するために、もちいたデータソースと方法が、できるだけ本規約第2条第1項に示されている国勢・住宅調査の基本的な特徴にしたがうように配慮する。
 3. 構成国は、第2条に指示された定義、勧告と要請にそうように、送付するデータとメタデータの精度を確保するために、必要なすべての措置をとる。（成立規約には対応する規定なし...訳者注）
 4. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に使用したデータソースとそのデータソースを選定した理由、およびその統計の精度にたいする影響について報告する。このことに関連して、構成国は、また選定したデータソースと方法が、第2条第1項に示されている国勢・住宅調査の基本的な特徴に適合している程度についても報告する。報告の内容は、第6条第2項の方法手続きにしたがって確定する（成立規約では、第6条第2項に...訳者注）
 5. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約にしたがって送付される統計の審査と訂正、ならびに事情によっては、使用される方法とデータソースの変更について、遅滞なく通知する。
 6. 欧州委員会は、第6条第2項の方法手続きにしたがって、精度の基準を確定する（成立規約第6条第1項と第3項に対応...訳者注）

[提示] 第4条 データソースとデータ精度

1. 構成国は、その統計について、いろいろなデータソースを、とくに、つぎのようなデータソースを利用する。
 - a) 伝統的なセンサス、
 - b) 行政登録簿の支援によるセンサス、
 - c) 伝統的なセンサスと標本調査の組み合わせ、
 - d) 行政登録簿の支援によるセンサスと標本調査の組み合わせ、
 - e) 伝統的なセンサスと伝統的なセンサスの組み合わせ、および
 - f) 輪番型標本調査による適切な調査（輪番標本型センサス）(成立規約の第1項のf) なし)。
2. 構成国は、本規約の要請を実現するために、もちいたデータソースと方法が、できるだけ本規約第2条第1項に示されている国勢・住宅調査の基本的な特徴にしたがうように配慮する。
3. 構成国は、提供するデータとメタデータの精度を確保するために、必要なすべての措置をとる（成立規約には対応する規定なし...訳者注）。欧州委員会（欧州連合統計局）は、構成国の関係機関及び国際機関と協力することによって、作成されるデータとメタデータの精度を確保するために、方法勧告と要請、とくに国勢・住宅調査にかんする欧州統計家会議の勧告を行う用意がある（成立

規約第6条第4項に対応...訳者注)。

4. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に使用したデータソースとそのデータソースを選定した理由、およびその統計の精度にたいする影響について報告する。このことに関連して、構成国は、また選定したデータソースと方法が、第2条第1項に示されている国勢・住宅調査の基本的な特徴に適合している程度についても報告する（成立規約第6条第2項に対応...訳者注）。
5. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約にしたがって送付される統計の審査と訂正、ならびに使用される方法とデータソースの変更のすべてについて、遅滞なく通知する。
6. 欧州委員会は、第7条第3項の方法手続きにしたがって、精度報告の内容と、データの作成と普及にたいする精度の基準を確定する（第6条第1項と第3項に対応...訳者注）。

[成立規約] 第5条 データの譲渡

- (1) 構成各国は、データがかかわる時点を確認する（センサス期日）。センサス期日は、本規約にもとづいて定められる年（センサス年）に設定されなければならない。最初のセンサス年は、2011年である。後続のセンサス年は、第8条第3項に指示される、審査をともなう法規手続きにしたがって、欧州委員会（欧州連合統計局）によって定められる。センサス年は、各10年間の初めの年である。
- (2) 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約にしたがって要求された、最終的で、妥当性をもち、法的に有効な集計データと、本規約にしたがって要求されるメタデータを、センサス年の経過後、27ヶ月以内に送付する。
- (3) 欧州委員会（欧州連合統計局）は、第8条第3項に指示された、審査をともなう法規手続きにしたがって、本規約の要請を実現するために譲渡される統計データとメタデータのプログラムを決定する。
- (4) 欧州委員会（欧州連合統計局）は、第8条第2項に指示された法規手続きにしたがって、本規約に規定された事項、ならびにその詳細について、技術的な様式を確定する。
- (5) 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、法的に有効なデータとメタデータを電子様式で譲渡する。欧州委員会（欧州連合統計局）は第8条第2項に指示された法規手続きにしたがって、要求されるデータ譲渡の適切な技術的な様式を確定する。
- (6) 第4条第3項にしたがって、改定または訂正がなされたときには、構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、遅くとも変更されたデータを、修正されたデータが公表される時点までに譲渡する。

[原案] 第4条 データの譲渡

1. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、各10年間の初めに人口と住宅状況にかんする法的に有効で包括的なデータとメタデータを送付する。データは、同一年の1月1日から12月31日までの間の一つの期日にかわり、その年の経過後24ヶ月以内に、送付される。
2. 欧州委員会は、第6条第2項の手続きにしたがって、第1条に指示されたデータ獲得の要請を実

現するために作成される統計データとメタデータのプログラムを決定する。プログラムは、全国的次元と地域的な次元において、個人、世帯および家族にかんする一定の人口学的、経済的、社会的な標識、並びに住宅標識を包括し、またプログラムでは、第4条第1項にしたがって、調査期日が含まれる年が確定される（成立規約第3項…訳者注）。

3. 統計データのプログラムは、必要によっては、集計されるデータ（製表計画）に加えて、匿名化されたマイクロデータを含むことができる（成立規約に対応する条項なし…訳者注）。
4. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約にしたがって送付される法律的に有効なデータとメタデータを電子様式で譲渡する。欧州委員会は、第6条第2項の手続きにしたがって、要請されたデータを譲渡するために、適切な技術的な形式を確定する。
5. 本規約の第3条第5項にしたがって、改定または訂正がなされたときには、構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、変更されたデータを遅滞なく譲渡する。

[提示] 第5条 データの譲渡

1. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、本規約に指示され、定められたデータとメタデータを、原則として各10年間の初めに送付する。
2. 構成各国は、データがかかわる時点を確定する（センサス期日）。この期日は、本規約にもとづいて確定された年（センサス年）に含まなければならない。最初のセンサス年は、2011年である。後続するセンサス年は、第7条第3項の手続きにしたがって、欧州委員会によって定められる。
3. データは、センサス年の経過後、24ヶ月以内に譲渡される。
4. 欧州委員会は、第7条第3項の手続きにしたがって、データ調査の要請を実現するために譲渡されなければならない統計データとメタデータのプログラムを決定する。本規約にしたがって、特定の地理的な次元について把握されるべき事項が、この地理的な次元について、付録に記載された事項を超えることはできない（第2文は成立規約になし…訳者注）。
5. 統計データのプログラムは、（製表プログラムの形式において）集計されるデータに加えて、匿名化されたマイクロデータの抽出を含むことができる（成立規約に対応条項なし…訳者注）。
6. 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、法律的に有効なデータとメタデータを電子様式で譲渡する。欧州委員会は、第7条第2項の手続きにしたがって、要請されたデータを譲渡するために、適切な技術的な形式を確定する。
7. 本規約の第4条第5項にしたがって、改定または訂正がなされたときには、構成国は、欧州委員会に、変更されたデータを遅滞なく送付する。

[成立規約] 第6条 精度評価

- (1) 本規約の目的のために、譲渡されたデータについて、つぎのような精度評価基準が適用される。
 - ・「関連性」は、統計が、現実的または考えることができる利用者の需要に対応している程度を示す。
 - ・「正確性」は、推定が未知の事実値と一致する程度を示す。

- ・「最新性」と「適時性」は調査期間と調査結果が利用できる期間にかかわる。
 - ・「入手可能性」と「明確性」は、利用者がデータを入手し、利用し、解釈することができる条件と方法を示す。
 - ・「比較可能性」は、測定方法や測定手続きのような統計方法の相違が地理的な領域間や調査領域間の、あるいは時間的な比較に影響する程度を示す。
 - ・「整合性」は、異なる方法と異なる目的のために、信頼して結合できるかというデータの適合性を示す。
- (2) 構成国は、欧州委員会（欧州連合統計局）に、譲渡されたデータの精度にかんする報告を提出する。このことに関連して、構成国は、また選定したデータソースと方法が、第2条記号i)に定義されている国勢・住宅調査の基本的な特徴に適合している程度についても報告する。
- (3) 第1項にしたがって、精度評価基準を本規約に含まれるデータに適用するときには、第8条第2項に指示されている法規手続きにしたがって、精度報告の様式と構成が確定される。欧州委員会（欧州連合統計局）が、譲渡されたデータの精度を評価する。
- (4) 欧州委員会（欧州連合統計局）は、構成国の関係機関及と協力することによって、作成されるデータとメタデータの精度を確保するために、方法勧告を行うが、そこでは、とくに2010年国勢・住宅調査にかんする欧州統計家会議の勧告を考慮する。
- (第2項、第3項と第4項に、それぞれ [原案] 第3条 データソースとデータの精度の第4項、第6項と第2条 定義と勧告の第2項が、および [提示] 第4条データソースとデータ精度の第4項、第6項と第3項が対応する...訳者注。)

[成立規約] 第7条 実施措置

- (1) 本規約を実施するために必要な、つぎのような措置が、第8条第2項の法規手続きにしたがってとられる。
- a) 本規約に規定されている調査事項ならびにその詳細にかんする技術的な規定の第5条第4項にしたがった確定
 - b) 第5条第5項にしたがった適切な技術的様式の確定
 - c) 第6条第3項にしたがった精度報告の様式と構成
- (2) つぎのような、本規約の重要でない規定の補足による変更について、本規約を実施するために、必要な措置は、第8条第3項に指示された、審査をともなう法規手続きにしたがって発令される。
- a) 第5条第1項にしたがったセンサス年の確定
 - b) 第5条第3項にしたがった統計データとメタデータにかんする計画の採択
- (3) とられる措置の有効性が、その費用を上まわらなければならず、かつ追加的な経費と負担が、合理的な範囲に収まらなければならないという原則が考慮されなくてはならない。

[原案]：第5条 実施措置

経済的技術的な発展に適合するための措置を含む、本規約を実施するための措置は、第6条第2項

の手続きにしたがって確定される。本措置は、とくにつぎのような事項を含む。

- a) 第2条による定義の調整
- b) 第2条第1項による NUTS3 次元のデータと地域行政単位 (LAU の2次元) にかんするデータの要請
- c) 第3条第4項による報告内容の確定
- d) 第3条第6項による精度基準の確定
- e) 第4条第2項による統計データとメタデータの計画の採択ならびにセンサス期日が含まれる年の確定
- f) 第4条第4項による適切な技術的な様式の確定

([原案] には成立規約第3項に対応する規定なし...訳者注)

[提示] 第6条 実施措置

1. 本規約を実施するために必要な、つぎのような措置は、第7条第2項の手続きにしたがって確定される。
 - a) 第5条第6項による適切な技術的な様式の確定 (原案第5条 f))。
2. 本規約を実施するために必要な、つぎのような措置は、第7条第3項の手続きにしたがって決定される。
 - a) 第2条第2項による定義の調整
 - b) 第6条第4項による精度報告の内容の確定
 - c) 第4条第6項による精度基準の確定
 - d) 第5条第2項によるセンサス年の確定 (原案第5条 d))
 - e) 第5条第4項による統計データとメタデータにかんする計画の採択
3. 実施措置では、更新の効果が経費を上まわり、かつ追加的な経費と負担が、原則として合理的な範囲に止まるように留意されなくてはならない。

[成立規約] 第8条 委員会

- (1) 欧州委員会は、統計計画委員会の支援を受ける。
- (2) 前項に関連するかぎり、欧州共同体決議 (EG) 1999/468の第8条を考慮した同決議第5条と第7条が適用される。

欧州共同体決議 (EG) 1999/468の第5条第6項にしたがう期間は、3ヶ月と定められる。
- (3) 前条項に関連するかぎり、欧州共同体決議 (EG) 1999/468の第8条を考慮した同決議第5a条第1項から第4項までと第7条が適用される。

[原案] 第6条 手続き規定

1. 欧州委員会は、欧州経済共同体と欧州原子力共同体決議 (EWG, Euratom) 89/382の第1条によって設置された統計計画委員会の支援を受ける。
2. ([成立規約]に同じ。...訳者注)

3. 統計計画委員会は、業務規定を定める（成立規約に対応条項なし...訳者注）。

[提示] 第7条 委員会

1. 欧州委員会は、統計欧州経済共同体と欧州原子力共同体の決議（EWG、Euratom）89/382によって設置された統計計画委員会の支援を受ける。
2. ([成立規約]に同じ。...訳者注)
3. 前条項に関連するかぎり、欧州理事会決議（EG）1999/468の第8条を考慮した同決議第5a条第1項から第4項と第7条が適用される。
4. 統計計画委員会は、業務規定を定める（成立規約に対応条項なし...訳者注）。

[成立規約] 第9条 発効

本規約は、欧州同盟の公報に公表ののち、20日後に発効する。

本規約は、構成各国において、その全ての部分が義務づけられ、直接に適用される。

2008年7月9日に、ストラスブルクにおいて成立。

欧州議会の名において 議長 H.-G. ペッターリング (Poettering)。

欧州理事会の名において 理事長 J.-P.ジョエー (Jouyet)。

[原案] 第7条 発効

(条文は、[成立規約]に同じ...訳者注)

日にブラッセルにおいて成立。

欧州議会の名において

議長

欧州理事会の名において

理事長

[提示] 第8条 発効

(条文は、[成立規約]に同じ...訳者注)

日にブラッセルにおいて成立。

欧州議会の名において

議長

欧州理事会の名において

理事長

[九州大学名誉教授]